

○ふじみ衛生組合管理者等の損害賠償 責任の一部免責に関する条例

(令和3年6月10日)
(条例第1号)

改正 令和6年6月1日 条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第243条の2の7第1項の規定に基づき、管理者、副管理者、参与、監査委員及び職員（同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「管理者等」という。）のふじみ衛生組合に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 管理者等は、当該管理者等の損害賠償責任のうち、当該損害賠償責任を負う額から、基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の4第1項第1号に規定する基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる管理者等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額については、当該管理者等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、これを賠償する責任を免れるものとする。

- (1) 管理者又は副管理者 6
- (2) 参与又は監査委員 4
- (3) 職員（前号に掲げる職員を除く。） 1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年6月1日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。